

北九州市告示第 3 2 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	津田四丁目、津田五丁目、沼本町四丁目、舞ヶ丘一丁目及び湯川三丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課